

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年1月19日

【会社名】 ミナトホールディングス株式会社

【英訳名】 MINATO HOLDINGS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 若山 健彦

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地

【電話番号】 045(591)5611(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部門長 伊藤 信雄

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地

【電話番号】 045(591)5611(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部門長 伊藤 信雄

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	509,762,000円
第5回新株予約権証券	9,504,551円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	789,325,551円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	5,423,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は1,000株であります。

(注) 1 本有価証券届出書による当社の新規発行株式(以下「本新株式」といいます。)に係る募集(以下「本新株式の募集」といいます。)は、平成28年1月19日開催の取締役会決議によります。

- 2 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	5,423,000株	509,762,000	254,881,000
一般募集			
計(総発行株式)	5,423,000株	509,762,000	254,881,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、254,881,000円であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
94	47	1,000株	平成28年2月4日(木)		平成28年2月4日(木)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。  
3 申込みの方法は、割当予定先との間で総数引受契約を締結することとし、払込期間内に後記払込取扱場所にて、金銭の払込を行うものとします。  
4 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、上記株式の割当ては行われなざることとなります。  
5 本新株式の発行は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

##### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ミナトホールディングス株式会社 管理部門	神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 武蔵小杉支店	神奈川県川崎市中原区小杉町3丁目419

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	7,721個(新株予約権1個につき1,000株)
発行価額の総額	9,504,551円
発行価格	新株予約権1個につき1,231円(新株予約権の目的である株式1株当たり1.231円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年2月4日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	ミナトホールディングス株式会社 管理部門 神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地
払込期日	平成28年2月4日(木)
割当日	平成28年2月4日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 武蔵小杉支店

- (注) 1 本有価証券届出書による当社の第5回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)に係る募集(以下、本新株式の募集とあわせて「本件第三者割当」といいます。)は、平成28年1月19日開催の当社取締役会決議によるものであります。
- 2 申込みの方法は、割当予定先との間で総数引受契約を締結することとし、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、上記株式の割当ては行われなないこととなります。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 5 本新株予約権の発行は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>ミナトホールディングス株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は1,000株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式7,721,000株とする(本新株予約権1個当りの目的たる株式の数(以下、「割当株式数」という。))は1,000株とする。)。但し、下記第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、101円とする。但し、第2項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、平成28年1月19日開催の取締役会決議に基づき当社普通株式が発行される場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \quad (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	789,325,551円(注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の行使請求時に有効な割当株式数に当該行使請求の対象となった本新株予約権の数を乗じた数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成28年2月5日から平成31年2月4日までとする。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 ミナトホールディングス株式会社 管理部門 神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 武蔵小杉支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,231円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,231円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

## (注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記表中「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- 2 本新株予約権証券の発行及び株券の発行  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。
- 3 その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
  - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な細目の事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
  - (4) 当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式の5連続取引日(終値のない日を除く)に係る終値単純平均が、行使価額に1.2を乗じた額(小数点以下第一位四捨五入)を上回った場合、その翌日から起算して10取引日以内に本新株予約権の行使請求をすることを本新株予約権者に請求することができる。
  - (5) 本新株予約権者は、当社から、(4)に基づく請求を受けた場合には、東京証券取引所における当社の普通株式の出来高を勘案した上で、速やかに当該請求のなされた本新株予約権につき、行使請求をするよう努める。
  - (6) (4)及び(5)に定めるところに加え、本新株予約権の発行後、当社の普通株式の10連続取引日(終値のない日を除く)に係る終値単純平均が、行使価額に1.8を乗じた額(小数点以下第一位四捨五入)を上回った場合において、当社が、本新株予約権者に対して、本新株予約権の行使請求をすることを請求したときは、本新株予約権者は当該請求のなされた本新株予約権の全てにつき、直ちに、行使請求をする。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,299,087,551	16,000,000	1,283,087,551

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額(509,762,000円)及び本新株予約権の払込金額の総額(9,504,551円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(779,821,000円)を合算した金額であります。
- 2 発行に係る諸経費16百万円の内訳は、本件第三者割当増資の割当候補先紹介に係る株式会社M & J(東京都中央区 代表取締役 片田 朋希)に支払予定の紹介手数料約5百万円、弁護士費用約4百万円、新株予約権の評価費用約1百万円、登記費用その他約6百万円であります。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 4 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

## (2) 【手取金の使途】

本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途と支出予定時期

本件第三者割当における本新株式及び本新株予約権発行による払込金額の合計額から発行諸経費を除いた手取概算額503百万円は、本件M & A及び当社運転資金のための費用に充当します。

資金使途	金額(百万円)	支出予定時期
当社出資資金(注1)	473	平成28年3月
本件運転資金(注2)	合計 30	
フェーズ1増産費用	15	平成28年2月以降
本件修繕費用	15	平成28年2月以降

- (注1) 平成24年3月期から4期連続で当期純損失を計上する状況から脱却し、当社の収益基盤を立て直すためには、外部成長機会を積極的に取り込むことにより事業基盤の再構築を行うことが不可欠であると判断しております。当社の既存事業領域及び新規事業領域でこの機会を探索してきたところ、当社は、半導体関連分野で十分な事業規模を持ち、かつ、将来にわたって収益を生み出しうると当社が判断する企業(以下「本件対象会社」といいます。)の買収(以下「本件M & A」といいます。)の機会を得たため、これに係る資金(以下「本件M & A資金」といいます。)を確保する必要があります。当社は、本件対象会社に対するデューデリジェンス(以下「DD」といいます。)の結果等を踏まえ、本件対象会社の株主との間で、本件株式の取得価格(以下「本件取得価格」といいます。)等に係る交渉を行い、取引条件が合致した場合、本件株式の取得を目的とした特定目的会社(以下「SPC」といいます。)を設立し、SPCにおいて金融機関からの借入れと当社に対する株式の発行(当社はSPCの普通株式を引き受け、本件第三者割当の資金をその払込みに充当する。)等を併用して、本件取得価格に相当する資金を調達し、本件対象会社の全株式を同社の株主から譲り受けます。本件株式の取得価格は現在交渉中ではありますが、その額は10億円を上回る可能性が高いため、SPCにおいてその資金を確保する方法として、SPCによる借入れと、当社からSPCに対する出資を併用する見込みですが、SPCの財政状態を安定させる観点から、可能な限り当該出資により確保することとし、かかる観点から投資家に今回の増資への参加を打診し交渉してまいりました。その結果、割当予定先から、本新株式及び本新株予約権の発行により約519百万円、及び本新株予約権の行使により約779百万円を出資頂ける運びとなりました。これを踏まえ、本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金のうち、早急に必要となる本件運転資金30百万円を除いた全額約473百万円を、当社がSPCに対して出資することにより、本件株式の取得費用に充当することといたしました(以下、かかる出資資金を「当社出資資金」といいます。)

- (注2) 現在進めている様々な電子機器へのプログラムの書込みサービス(以下、「ROM書込みサービス」といいます。)のフェーズ1項目設備投資(クリーンルームを主とする作業スペースの増設及び自動化の推進)が完了した時点においては、作業人員の増加が必須となり、生産設備及び生産管理システムの保全を含む管理要員の増加が見込まれるため、このための人員採用費10百万円(以下「本件採用費」といいます。)を確保する必要があり、また、ROM書込みサービスにおいて増産するためには、設備投資に付随する書込み用治具の取得に係る初期費用5百万円(以下「本件治具取得初期費用」といい、本件採用費とあわせて以下「フェーズ1増産費用」といいます。)の確保が必要です。また、フェーズ2項目設備投資(フェーズ1後の能力増強を主目的とする設備強化)の前提となる部分を含め、建屋全般が老朽化しており、ROM書込みサービスのみならず、全社で不具合が発生しているため、この対応のための修繕費用等15百万円(以下「本件修繕費用」といいます。)も確保する必要があり、フェーズ1増産費用とあわせて合計30百万円(以下「本件運転資金」といいます。)を確保する必要があります。
- (注3) 当社は、上記手取概算額を上記使途に充当するまでの間は、当社の銀行口座にて調達資金を管理いたします。

本新株予約権の行使により調達する資金の具体的な使途と支出予定時期

本新株予約権の行使により調達する資金779百万円については、本件M & A資金及び平成28年5月以降に、ROM書込みサービスに係る設備投資(フェーズ2)の資金として充当いたします。

資金使途	金額(百万円)	支出予定時期
本件M & A資金(当社出資資金を除く)(注1)	731	平成28年3月
本件設備投資に係る費用(注2)	合計 48	
生産能力向上策 (1) ハンドラ増設(注3)	8	平成28年5月
生産能力向上策 (2) レーザー捺印機増設(注4)	14	平成28年8月
生産能力向上策 (3) 外観検査装置増設(注5)	26	平成29年4月

- (注1) 本件D D費用、本件買収費用及び本件成功報酬からなります。このうち、本件買収費用については、S P Cが金融機関から借入れる資金やS P Cによる優先株式の発行によって調達する資金を充てることに加え、本件買収の完了時までに本新株予約権の行使によって調達した資金を、当社からS P Cに対して追加的に出資して充当することを想定しております。その場合、本新株予約権の行使がある程度進むごとに当社はS P Cにまとめて追加出資を行い、S P Cによる借入れの早期弁済等を行うことを想定しておりますが、弁済額やその時期については、D Dの結果等を踏まえた本件取得価格に係る交渉状況や本新株予約権の本件買収費用の決済時点及びそれ以降の行使状況等を踏まえて確定いたします。なお、外部環境の変化を含む諸事情によっては本件M & Aの計画が予定通り進展しない可能性又は計画そのものが変更となる可能性があり、かかる場合には、本件M & Aに充当されない資金を、新たなM & A案件への投資に充当する方針であります。また、本件M & Aに全額を充当しない場合には、残額については新たなM & A案件への投資に充当する方針であります。
- (注2) 今後、当社グループがROM書込みサービスの需要を取り込み、顧客の品質や不具合対応へのニーズに十分対応するためには、設備や機器の大幅な更新が不可欠な状況となっております。当社グループにおいて現時点で必要な設備投資は、クリーンルームを主とする作業スペースの増設及び自動化の推進を行うフェーズ1と、その後の能力増強を主目的とするフェーズ2とに分けられます。なお、フェーズ1項目の設備投資額の小計は59百万円、フェーズ2項目の設備投資額の小計は48百万円を見込んでおります。このうち、フェーズ1項目の設備投資につきましては、当社は、中国経済及びその影響を受ける国内電子機器市場における不透明感から、当社デバイス関連事業のROM書込みサービスのフェーズ2の設備投資に対応する需要を見極めるべくROM書込みサービス業界の事業環境及び顧客需要の確度について、受注状況や人員の稼働率等も踏まえて精査を進めたところ、当社デバイス関連事業のROM書込みサービスに対する需要は底堅く、足元の需要は生産能力を超えるものとなっていること等も踏まえ、平成25年11月8日に発行した第1回新株予約権の行使により調達した資金を含む既存資金を充当して工事を進めております。一方、フェーズ2項目の設備投資(以下「本件設備投資」といいます。)についても、現時点ではこれまで通り投資の必要性が認められ、実行には新たな資金調達が必要なため、平成27年8月17日付けで当社が提出した有価証券届出書(以下「前回予定増資届出書」といいます。)にて公表した内容を概ね変更せずに実施することが必要と判断しました。
- (注3) ハンドラは、ROM書込みの生産能力を大幅に増加する装置であるため、ROM書込みサービスの増産への対応のためにはその増設が必要不可欠です。ハンドラ(1台)の増設は、平成28年5月頃実施する予定です。

- (注4) レーザー捺印機は、書き込まれたROMの内容を外観で判別するためのマークを付ける装置であるため、ROM書き込みサービスの増産への対応のためにはその増設が必要不可欠です。レーザー捺印機(1台)の増設は、平成28年8月頃に実施する予定です。
- (注5) 自動外観検査装置は、書き込み工程や捺印工程を経たROMの外観により、顧客納入後の動作が正常であることを保証するための装置であるため、ROM書き込みサービスの増産への対応のためにはその増設が必要不可欠です。自動外観検査装置(1台)の増設は、平成29年4月頃に実施する予定です。
- (注6) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。かかる場合においては、本新株予約権の発行により調達する資金は本件運転資金に充当し、本新株予約権の行使により調達する資金については、上記資金使途のうちまず本件M & A資金(当社出資資金を除きます。)に充当し、残額がある場合には本件設備投資に係る資金に充当する方針ですが、その時点における資金需要を踏まえて具体的な充当先を決定します。また、上記資金使途に充当する資金に不足が生じた場合には、金融機関からの借入、メザニン投資家からの調達又はエクイティファイナンスを検討します。

#### 資金使途の合理性に関する考え方

下記「第3.1c 割当予定先の選定理由」のとおり、今回調達する資金の使途は、当社グループの競争力を強化しつつ積極的に外部成長機会を取り込み、かつ、収益性の向上及び黒字化へ向けての事業基盤強化策となるものであるため、かかる資金使途は当社の企業価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

### 1 【割当予定先の状況】

#### a 割当予定先の概要

(株式及び新株予約権の割当予定先)

( ) Brilliance Multi Strategy Fund

A) 名称	Brilliance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド)	
B) 所在地	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O.Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands	
C) 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
D) 組成目的	純投資	
E) 出資の総額	1,000,000,000円	
F) 主たる出資者及びその出資比率	投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Management Pte.Ltd.と、その他日本国外の富裕層から出資されており、10%以上の主要株主はないと聴取しております。	
G) 業務執行組合員等に関する事項	名称	Brilliance Capital Management Pte.Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント)
	所在地	80 Robinson Road, #02-00 SINGAPORE 068898
	代表者の役職・氏名	Takahiro Yamada, Managing Director (代表取締役 山田 高広)
	資本金の額	59百万円相当
	事業内容	投資業

## ( ) Brilliance Hedge Fund

H) 名称	Brilliance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド)	
I) 所在地	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O.Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands	
J) 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
K) 組成目的	純投資	
L) 出資の総額	1,000,000,000円	
M) 主たる出資者及びその出資比率	投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Management Pte.Ltd.と、その他日本国外の富裕層から出資されており、10%以上の主要株主はないと聴取しております。	
N) 業務執行組合員等に関する事項	名称	Brilliance Capital Management Pte.Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント)
	所在地	80 Robinson Road, #02-00 SINGAPORE 068898
	代表者の役職・氏名	Takahiro Yamada, Managing Director (代表取締役 山田 高広)
	資本金の額	59百万円相当
	事業内容	投資業

## ( ) 株式会社和円商事

A) 名称	株式会社和円商事
B) 本店の所在地	東京都中央区日本橋久松町9 - 12
C) 代表者の役職・氏名	代表取締役 本多 敏行
D) 事業内容	プラスチック再生事業他
E) 資本金	90,000,000円
F) 主たる出資者及び出資比率	本多 敏行 100%

## ( ) 合同会社PTB

A) 名称	合同会社PTB
B) 本店の所在地	東京都千代田区九段北1 - 15 - 12
C) 代表者の役職・氏名	業務執行社員 星野 智之
D) 事業内容	経営コンサルティング
E) 資本金	10,000円
F) 主たる出資者及び出資比率	星野 智之 100%

## ( ) 有限会社Cyberize

A) 名称	有限会社Cyberize
B) 本店の所在地	千葉県我孫子市布佐1 - 31 - 25
C) 代表者の役職・氏名	取締役 戸部 日登志
D) 事業内容	広報・各種事務支援コンサルティング
E) 資本金	3,000,000円
F) 主たる出資者及び出資比率	戸部 日登志 100%

## ( ) 株式会社Financial Bridge

A) 名称	株式会社Financial Bridge
B) 本店の所在地	大阪府大阪市北区中津1 - 18 - 18 - 304
C) 代表者の役職・氏名	代表取締役 中野 智之
D) 事業内容	企業投資、経営コンサルティング
E) 資本金	3,000,000円
F) 主たる出資者及び出資比率	中野 智之 100%

## b 提出者と割当予定先との間の関係

(株式及び新株予約権の割当予定先)

( ) Brilliance Multi Strategy Fund

提出者と割当予定先との間の関係	出資、人事、資金、技術又は取引等において該当事項はありません。
提出者と業務執行組合員との間の関係	出資、人事、資金、技術又は取引等において該当事項はありません。

( ) Brilliance Hedge Fund

提出者と割当予定先との間の関係	出資、人事、資金、技術又は取引等において該当事項はありません。
提出者と業務執行組合員との間の関係	出資、人事、資金、技術又は取引等において該当事項はありません。

( ) 株式会社和円商事

提出者と割当予定先との間の関係	出資、人事、資金、技術又は取引等において該当事項はありません。
-----------------	---------------------------------

( ) 合同会社PTB

提出者と割当予定先との間の関係	出資、人事、資金、技術又は取引等において該当事項はありません。
-----------------	---------------------------------

( ) 有限会社Cyberize

提出者と割当予定先との間の関係	出資、人事、資金、技術又は取引等において該当事項はありません。
-----------------	---------------------------------

( ) 株式会社Financial Bridge

提出者と割当予定先との間の関係	出資、人事、資金、技術又は取引等において該当事項はありません。
-----------------	---------------------------------

## c 割当予定先の選定理由

当社のデバイス関連事業における書込みサービスに係る需要を取り込み、本件必要資金を、時期を失しないよう早急・確実・機動的に確保するためには、これらの用途に十分な額の資金を、機動的かつ既存株主の利益に配慮した手段で確保することが必要です。

Brilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundの業務執行組合員であるBrilliance Capital Management Pte. Ltd.の代表取締役である山田高広氏は当社社長の若山と以前から知己を得ており、本件第三者割当にあたり、あらためて当社が山田高広氏との間で協議を行なった結果、同氏には当社の経営方針をご理解いただきました。なお、Brilliance Hedge FundとBrilliance Multi Strategy Fundは、各ファンドを構成する投資家が異なるものの、同一の業務執行組合員の下で運営されており、株式・債券等幅広い証券を投資対象とし、企業の第三者割当増資等の引受に応じつつヘッジ売りを組み合わせて利益を得る等の投資方針等にも大きな違いはない旨の説明を山田氏から受けております。なお各ファンドとも日本国内外の富裕層から成るとのことです。

そのうえで、基本的には純投資の目的であることを確認し、かつ、当社株式の株価の安定の観点から当社として希望する本新株式の3か月間の継続保有について本投資契約にて義務付けることについてご理解いただき、同社から快諾を得たので、Brilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundを割当予定先として選定いたしました。

株式会社和円商事は、当社が平成25年11月に実施した新株式及び第1回新株予約権発行による第三者割当増資の際に財務アドバイザーとして起用したファーストメイク・リミテッド株式会社（東京都中央区 代表取締役 前一明 以下、「ファーストメイク」といいます。）から平成27年10月末頃に紹介を受け、本件第三者割当に際して、当社若山代表取締役及び伊藤取締役が同社事務所を訪問し、同社代表者本多敏行氏らと面談して当社の事業内容等を説明し、また、同社からも当社事務所の訪問を受けて当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただきました。そのうえで、基本的には純投資の目的であることを確認し、かつ、当社株式の株価の安定の観点から当社として希望する本新株式の3か月間の継続保有について本投資契約にて義務付けることについてはご理解いただき、同社から快諾を得たので、割当予定先として選定いたしました。なお、当社からファーストメイクに対してのアドバイザー手数料や紹介手数料は発生しておりません。

合同会社PTBは、以下の経緯で割当予定先として選定いたしました。株式会社M&J（当社は、当社子会社の元役員の知人から株式会社M&Jの紹介を受けました。同社は、財務コンサルティングを主たる事業としております。）の片田朋希氏から、上場企業のIR支援コンサルティングを行う株式会社ADCC（東京都千代田区、代表取締役 星野 智之、以下「ADCC」といいます。）の代表者星野智之氏の紹介を当社若山代表取締役及び伊藤取締役が受け、若山及び伊藤は、星野氏と面談いたしました。星野氏は、上場企業の資金調達実務に造詣が深い一方、ADCCにおけるIR支援業務の中立性を保つためADCCでの本株式及び本新株予約権の引受けは行わず、片田氏と協業して設立した投資専用のSPCである合同会社PTBを通じて本株式及び本新株予約権の割当てを受けたいとの要望があり、合同会社PTBを割当予定先の候補としました。それまで合同会社PTBの業務執行社員であった片田氏が、本業の財務コンサルティングに注力するために平成28年1月12日をもって退社し、代わって星野氏が同日付けで業務執行社員に就く変更手続きを完了しております。上記の経緯を踏まえ、合同会社PTBからは当社の経営方針に賛同をいただき、また、基本的には純投資の目的であることを確認し、かつ、当社株式の株価の安定の観点から、当社として希望する本新株式の3か月間の継続保有について本投資契約にて義務付けることについてはご理解いただき、同社から快諾を得たので、割当予定先として選定いたしました。なお、当社は、株式会社M&Jに対し、当社に星野氏を紹介したことに対する紹介手数料5百万円を支払う予定であります。

有限会社Cyberizeは、政治家の選挙活動や広報事務を支援するコンサルティング会社であり、同社代表の戸部日登志氏は長年にわたり広報や広告制作に携わってきているとのことです。同社は前回予定増資届出書にて公表した新株式等の発行による増資（以下「前回予定増資」といいます。）の割当予定先候補としてファーストメイクが組成したファンドの組合員として紹介を受けたことを契機に当社と知遇となりました。上記経緯から同社はすでに当社の経営方針等に対する理解が深く、そのことから、当社若山は、同社代表取締役である戸部日登志氏に対し直接に本件第三者割当にあたり割当予定先になっていただくことを打診し、協議を行なった結果、基本的には純投資の目的であることを確認し、かつ、当社株式の株価の安定の観点から、当社として希望する本新株式の3か月間の継続保有について本投資契約にて義務付けることについてはご理解と快諾をいただいたこと、同社は選挙という不定期な事象を主な対象として事業を行っていることから昨年まで一時的に休眠状態にあったものの、業務を再開するにあたり法人として割当を受けたいとの要望があったことから、同社を割当予定先として選定いたしました。

株式会社Financial Bridgeは、上記のとおり、当社が本件第三者割当にあたり有限会社Cyberizeに割当予定先になっていただくことを打診した際に同社の代表取締役である戸部日登志氏から株式会社Financial Bridgeの代表取締役である中野智之氏の紹介を受けたものです。中野氏は国内外で経営コンサルティングや投資業務等に従事した後、独立して同社を設立したと同氏から聞いております。当社若山は、株式会社Financial Bridgeの代表者中野氏と面談の上、当社の経営方針に賛同いただき、また、基本的には純投資の目的であることを確認し、かつ、当社株式の株価の安定の観点から当社として希望する本新株式の3か月間の継続保有について本投資契約にて義務付けることについてはご理解いただき、同社から快諾を得たので、割当予定先として選定いたしました。

なお、各割当予定先に対する本新株式の割当株数及び本新株予約権の割当個数については、各割当予定先の資金状況や希望を踏まえて決めました。

d 割り当てようとする株式の数

Brilliance Multi Strategy Fundに割り当てる本新株式の総数は1,489,000株、本新株予約権の割当予定個数は1,386個、その目的となる株式の総数は1,386,000株であります。

Brilliance Hedge Fundに割り当てる本新株式の総数は638,000株、本新株予約権の割当予定個数は2,574個、その目的となる株式の総数は2,574,000株であります。

株式会社和円商事に割り当てる本新株式の総数は1,595,000株、本新株予約権の割当予定個数は1,485個、その目的となる株式の総数は1,485,000株であります。

合同会社PTBに割り当てる本新株式の総数は1,063,000株、本新株予約権の割当予定個数は1,980個、その目的となる株式の総数は1,980,000株であります。

有限会社Cyberizeに割り当てる本新株式の総数は319,000株、本新株予約権の割当予定個数は148個、その目的となる株式の総数は148,000株であります。

株式会社Financial Bridgeに割り当てる本新株式の総数は319,000株、本新株予約権の割当予定個数は148個、その目的となる株式の総数は148,000株であります。

e 株券等の保有方針

全ての割当予定先の保有方針に関しましては、基本的に純投資である旨を本投資契約において確認しており、本投資契約において、全ての割当予定先は本株式払込期日から3ヶ月間、本株式を継続して保有する旨が規定されておりますが、かかる期間の経過後は、当社普通株式の株価次第では本株式の売却を行う可能性があるとのことであります。本新株予約権を行使した場合に取得する当社株式については、割当予定先には継続保有義務等は課されておられません。

なお、当社は、本新株式の全ての割当予定先より、本新株式の発行日である平成28年2月4日から2年以内に、割当予定先に割り当てられた本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについての確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

Brilliance Capital Management Pte. Ltd.からは、残高証明を受領して、Brilliance Hedge FundおよびBrilliance Multi Strategy Fundが本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに十分な財産を有することを確認しております。本新株予約権の行使に係る資金の全額を現時点で有していることは確認できておりませんが、Brilliance Capital Management Pte. Ltd.からは、過去の引き受け実績の中で新株予約権の行使で問題になったことはない旨及びファンドの他の資産等を処分して必要時期に必要な金額を確保する方針を聞き取ったので、以上で財産確認として問題ないと判断しました。

株式会社和円商事からは、預金通帳の写しを受領して、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に十分な財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、当該資金は内部留保に由来していると聞いております。

合同会社PTBからは、預金通帳の写しを受領して、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に十分な財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、当該資金は全てADCCからの借入金であり、ADCCの当該資金は、内部留保であると聞いております。

有限会社Cyberizeからは、預金通帳の写しを受領して、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に十分な財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、当該資金は全て代表者からの借入であり、代表者の当該資金は自己資金であると聞いております。

株式会社Financial Bridgeからは、預金通帳の写しを受領して、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに十分な財産を有することを確認しております。本新株予約権の行使に係る資金の全額を現時点で有していることは確認できておりませんが、今後の事業収益を充てると聴取したため、財産確認として問題ないと判断しました。なお、当該資金は全て代表者からの借入であり、代表者の当該資金は、前職での勤務時の貯蓄金であると聞いております。

## g 割当予定先の実態

割当予定先であるBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundの業務執行組合員であるBrilliance Capital Management Pte. Ltd.からは、同社及びその役員が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しており、また、Brilliance Capital Management Pte. Ltd.が特定団体等（暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体をいいます。以下同じ。）でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しているほか、他の出資者についても業務執行組合員であるBrilliance Capital Management Pte. Ltd.の所在地であるシンガポールの規制に基づくアドミニストレーター（ファンドの各種事務及び管理代行業者）によるチェックを経て暴力団等との関わり等はないと判断された投資家である旨の口頭説明を受けております。Brilliance Capital Management Pte. Ltd.が特定団体等であるか否かについては、当社が第三者調査機関である株式会社トクチョー（東京都千代田区、代表取締役：荒川 一枝。以下、「トクチョー」といいます。）をして、暴力団等とは一切関係がないことを調査にて確認しており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による同社に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、割当予定先であるBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundの業務執行組合員であるBrilliance Capital Management Pte. Ltd.が特定団体等と関わりがないものと判断しております。以上により、当社は、割当予定先であるBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fund並びにそれらの出資者と、Brilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundの業務執行組合員であるBrilliance Capital Management Pte. Ltd. 及びその役員は特定団体等とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

割当予定先である株式会社和円商事からは、同社並びにその役員及び主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しており、また、株式会社和円商事が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しています。株式会社和円商事が特定団体等であるか否かについては、当社が第三者調査機関であるトクチョーをして、暴力団等とは一切関係がないことを調査にて確認しており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による同社に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、同社が特定団体等と関わりがないものと判断しております。以上により、当社は割当予定先である株式会社和円商事並びにその役員及び主要株主は特定団体等とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

割当予定先である合同会社PTBからは、同社並びにその役員及び主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しており、また、合同会社PTBが特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しています。合同会社PTBが特定団体等であるか否かについては、当社が第三者調査機関であるトクチョーをして、暴力団等とは一切関係がないことを調査にて確認しており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による同社に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、同社が特定団体等と関わりがないものと判断しております。以上により、当社は割当予定先である合同会社PTB並びにその役員及び主要株主は特定団体等とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

割当予定先である有限会社Cyberizeからは、同社並びにその役員及び主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しており、また、有限会社Cyberizeが特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しています。有限会社Cyberizeが特定団体等であるか否かについては、当社が第三者調査機関であるトクチョーをして、暴力団等とは一切関係がないことを調査にて確認しており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による同社に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、同社が特定団体等と関わりがないものと判断しております。以上により、当社は割当予定先である有限会社Cyberize並びにその役員及び主要株主は特定団体等とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

割当予定先である株式会社Financial Bridgeからは、同社並びにその役員及び主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しており、また、株式会社Financial Bridgeが特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係の有していない旨の確認書を受領しています。株式会社Financial Bridgeが特定団体等であるか否かについては、当社が第三者調査機関であるトクチョーをして、暴力団等とは一切関係がないことを調査にて確認しており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による同社に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、同社が特定団体等と関わりがないものと判断しております。以上により、当社は割当予定先である株式会社Financial Bridge並びにその役員及び主要株主は特定団体等とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

h その他の事項

該当事項はありません。

2 【株券等の譲渡制限】

株式については該当事項はありませんが、新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとされております。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠

本新株式の払込金額

本新株式に係る払込金額の算定にあたっては、できうる限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。

この点からすると、直近の当社株式の株価が当社の実態を適正に表しているものと考えられることから、本新株式の1株当りの払込金額につきましても、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成28年1月18日)の終値(101円)を基準とすべきと考えられます。もっとも、当社が平成27年8月17日付けで前回予定増資届出書を提出後、国内外の株式市場の大幅な変動等が発生し、同月25日には当社株価は取引時間中に年初来安値の66円となり(同日の終値は73円)、最近1ヵ月は93円から171円の範囲で推移しているものの、なおも株式市場の動向は不安定であることから、割当予定先とも協議の上、既存株主への株式の希薄化、払込金額の影響度も慎重に検討した結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日までの1ヶ月間の終値平均119.12円、同取締役会決議日までの3ヶ月間の終値平均102.23円、同取締役会決議日までの6ヶ月間の終値平均94.08円を参考にして、同取締役会決議の直前取引日(平成28年1月18日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(101円)から6.93%割り引かれた94円といたしました。

なお、当該新株式の払込金額は、本新株式の発行に係る取締役会決議の直前取引日までの1ヶ月間の終値平均119.12円に対して21.09%のディスカウント、当該直前取引日までの3ヶ月間の終値平均102.23円に対して8.05%のディスカウント、当該直前取引日までの6ヶ月間の終値平均94.08円に対して0.09%のディスカウントであります。

上記払込金額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に照らしても、特に有利な払込金額には当たらないと判断いたしました。

なお、当社の全ての監査役からは、当社取締役会において、本新株式の払込金額は上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、1ヵ月終値平均からは21.09%のディスカウントとなるものの、平成28年の年初以来、特段の適時開示等を行っていないにも関わらず当社株価が急騰したこと及びその後の急速な下落に鑑みると、当該1ヵ月終値平均を基準として払込金額を決定することは適切ではないものと考えられ、また、取締役会決議日の直前取引日の終値(101円)からは6.93%のディスカウント、3ヶ月終値平均からは8.05%のディスカウント、6ヶ月終値平均からは0.09%のディスカウントに留まることから、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見をいただいております。

#### 本新株予約権の払込金額

本新株予約権の1株当りの行使価額につきましては、最近の当社株価の状況(平成27年12月中の当社株価は95円から129円の間を推移し、平成28年1月中の当社株価は同月18日までの間に93円から171円の間を推移いたしました。)等を勘案して、平成28年1月19日の決議にあたり割当予定先とも協議の上、101円といたしました。当該新株予約権の行使価額は、その発行に係る取締役会決議の日の直前取引日(平成28年1月18日)の株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格(以下「終値」といいます。)である101円に対する乖離率は0.00%であります。また、新株予約権の行使価額101円と、当該直前取引日までの1ヶ月間の終値平均119.12円との乖離率は15.21%のディスカウント、当該直前取引日までの3ヶ月間の終値平均102.23円との乖離率は1.20%のディスカウント、当該直前取引日までの6ヶ月間の終値平均94.08円との乖離率は7.36%のプレミアムであります。

以上の行使価額も踏まえ、本新株予約権の払込金額について検討するため、当社は、本新株予約権に係る発行要項(以下「本発行要項」といいます。)で定められた条件に基づき、当社普通株式の株価、株価のボラティリティ、無リスク金利、配当率等の諸条件等を考慮した本新株予約権の評価を、第三者評価機関(株式会社東朋FA(東京都文京区、代表者:増田 昌徳 以下「第三者評価機関」といいます。))に依頼しました。第三者評価機関は、その評価にあたっては、上記の諸条件に加え、本新株予約権の行使後の1営業日当たりの売却可能な株式数の目安(直近3年にわたる当社株式の日次売買高の中央値(約219,000株)の10%としております)などを勘案しております。なお、当社は割当予定先から本新株予約権を随時積極的に行使する旨の行動方針を聴取しておりますが、算定上は行使価値が保有価値を上回った時点で直ちに全量行使されるという前提が加味されております。行使請求条項については、努力義務を負う場合と行使請求義務を負う場合がありますが、前者は努力義務に過ぎずこれを本新株予約権の評価額の算定に考慮することは困難であり、また、行使請求義務は仮に考慮したとしても本新株予約権の評価額を高める要素にはならないと考えられるため算定上は加味しておりません。また、取得条項につきましては、本新株予約権の行使価額に代替資金調達コスト(修正CAPMにより算出)59.57%を加えた額を、当社株価が超過した場合に発動する前提で算定されております。

以上を前提として、第三者評価機関は、一般的に評価方法として認められているモンテカルロシミュレーション法を用いて評価を実施した結果、本新株予約権の評価額を1,231円(1株当たり1,231円)と算定いたしました。

当社といたしましては、第三者評価機関から本新株予約権の算定の前提となる数値・パラメーター等の説明を受け、第三者評価機関が提示した前提条件や算出方法が一般的なものであり、かつ合理性があるものと判断し、第三者評価機関による上記評価額を参考に、本新株予約権の1個あたりの払込金額を1,231円としました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、第三者評価機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロシミュレーション法を用いて算定していることから、第三者評価機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、本新株予約権の払込金額は、割当予定先との間での協議を経て、算定結果である評価額と同額と決定されているため、有利発行には該当せず、適正な価額であると判断いたしました。

また、当社の全ての監査役からは、当社取締役会において、第三者評価機関の評価内容について担当取締役から本新株予約権の算定の前提となる数値・パラメーター等の説明を受け、第三者評価機関が提示した前提条件や算出方法が、一般的なものであること及び本新株予約権の払込金額の算定に、当該新株予約権の行使価額等の発行条件、当社普通株式の株価、株価のボラティリティ、無リスク金利、配当率、取得条項等の諸条件が考慮されていること、本新株予約権の払込金額が当該評価額と同額と決定されたこと等から、本新株予約権の払込金額は適正であり、特に有利な払込金額には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当により増加する新株式は5,423,000株(当該新株式に係る議決権は5,423個)で、平成27年12月末日現在の発行済株式数の23.29%(同日現在における議決権総数(23,205個)に対する議決権割合23.37%)、また、本新株予約権の目的である株式の総数7,721,000株を加えると、増加する株式数は13,144,000株(議決権の合計数は13,144個)となり、平成27年12月末日現在の発行済株式数の56.44%(同日現在における議決権総数(23,205個)に対する議決権割合56.64%)にあたります。

しかしながら、当社といたしましては、本新株式及び本新株予約権の目的である株式の総数13,144,000株に対し、当社普通株式の過去6か月間における1日当たりの平均出来高は527,155株、過去3か月間における1日当たりの平均出来高は750,759株及び過去1か月間における1日当たりの平均出来高は3,810,647株となっており、取引日によっては出来高が500万株を超える日もあること、上記のように割当予定先から随時積極的に新株予約権を行使する意向表明がある一方、割当予定先の中には、Brilliance Capital Management Pte. Ltd.のように売却方針として1日当たりの当社株式の出来高の10%程度を上限に売却していく方針を口頭で表明している先もあることなどから、積極的な新株予約権の行使と取得した株式をある程度の期間をかけて売却していくことは両立する中、上記株式の総数13,144,000株が新株予約権の行使期間3年間(245日/年営業日で計算)で売却されると仮定すると、1日当たりの売却株式数は、17,883株となり上記の過去6か月間における1日当たりの平均出来高527,155株に対しても3.38%に留まることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、当社の資金需要(平成28年3月、同年5月、同年8月、平成29年4月の4回に分かれて資金需要が発生する予定です。)に応じて行使され又は当社が行使請求を行う場合には、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

また、直近4事業年度の当社業績が最終赤字であるにもかかわらず当社株価が総じて上昇基調をたどってきたことからすれば、本件M&Aの実現や設備増強に基づく当社グループの業績が改善する見通しにより、本件第三者割当による希薄化に伴う当社株価の下落圧力も吸収可能であるものと考えております。

このように、本件第三者割当による資金調達を行うことで、当社グループの競争力が強化され、外部成長機会が取り込まれ、収益性の向上及び黒字化へ向けての事業基盤強化策となるため、当社の企業価値向上が期待されることから、本件第三者割当による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本件第三者割当により増加する新株式は5,423,000株(当該新株式に係る議決権は5,423個)で、平成27年12月末日現在の発行済株式数の23.29%(同日現在における議決権総数(23,205個)に対する議決権割合23.37%)、また、本新株予約権の目的である株式の総数7,721,000株を加えると、増加する株式数は13,144,000株(議決権の合計数は13,144個)となり、平成27年12月末日現在の発行済株式数の56.44%(同日現在における議決権総数(23,205個)に対する議決権割合56.64%)となるため、本件第三者割当は、大規模な第三者割当に該当します。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
Brilliance Hedge Fund	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O.Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands			3,212,000	8.84
株式会社和円商事	東京都中央区日本橋久松町9 - 12			3,080,000	8.47
合同会社PTB	東京都千代田区九段北1-15 - 12			3,043,000	8.37
Brilliance Multi Strategy Fund	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O.Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands			2,875,000	7.91
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	1,994,000	8.59	1,994,000	5.49
合同会社テナゲ ス1号	東京都港区虎ノ門2-7-16	1,183,663	5.10	1,183,663	3.25
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1-14- 1	1,080,000	4.65	1,080,000	2.97
遠藤 窮	神奈川県横浜市青葉区	1,005,130	4.33	1,005,130	2.76
フィンテック投資 事業有限責任組合 第18号	東京都港区虎ノ門4-1-28	916,030	3.95	916,000	2.52
日本証券金融株式 会社	東京都中央区日本橋茅場町1 - 2 - 10	833,000	3.59	833,000	2.29
小川 敏男	東京都八王子市	800,000	3.45	800,000	2.20

- (注) 1 平成27年12月末日時点の株主名簿を基に平成28年1月18日までに当社が確認した大量保有報告書に基づいて記載をしております。なお、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数にかかる議決権数を平成27年12月末日時点の自己株式及び単元未満株式の合計81,692株に係る議決権数を控除した総議決権数23,205個に今回発行される株式及び新株予約権が行使された場合に発行される株式に係る議決権数13,144個を加えた数で除して算出した割合であります。
- 2 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。
- 3 今回の割当予定先以外の株主(新株式発行前からの株主(平成28年1月18日までに当社が大量保有報告書により確認したものを除く))の所有議決権数の割合については、平成27年12月末日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
- 4 「割当後の所有株式数」は、本件の新株式の割当と割り当てられた新株予約権が全部行使された後の大株主の状況を記載しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

大規模な第三者割当を行うこととした目的及び理由

## (1) 当社グループの現状

当社グループは、当社においては、デバイス関連事業(各種テストシステム、画質検査装置、デバイスプログラマ製品の製造販売及び新技術・新製品の開発、検査、品質管理、自社デバイスプログラマ製品によるROMの書き込み作業の受託等)及びタッチパネル関連事業(タッチパネル製品・デジタルサイネージ製品の製造販売及び新技術・新製品の開発、検査、品質管理等)を主たる事業としており、当社子会社の株式会社イーアイティーにおいては、情報システム関連事業(情報システム開発及び技術者の派遣)を主たる事業としております。これらに加え、当社は、環境エレクトロニクス関連事業として、太陽光発電事業(売電を含む。)やLED、無電極ランプ及び電解水生成器の販売を行っております。

当社グループは、平成27年3月期において、連結売上高2,278百万円、連結営業損失71百万円、連結経常損失90百万円及び連結当期純損失110百万円を計上いたしました。損失計上の理由は、当社グループの主要取引先である電子機器メーカーが国際競争の激化等により依然として厳しい状況が続いて当社の既存顧客に対する販売が伸び悩んだこと等によるものです。

かかる状況に鑑みると、今後日本の景気回復が期待される中での当社グループの喫緊の課題は、着実に売上を拡大し、黒字を確実に確保することにあります。

そして、当社グループとして当該課題への取組みとして、徹底した原価低減、経費削減等による経営の効率化を推進するとともに、事業基盤の再構築に必須となる設備更新や人員の強化を行い、内部成長を実現するとともに、外部の会社との協業、資本業務提携等を通じて、積極的な外部成長機会を取り込むことにより事業基盤の再構築を行うことが不可欠であると判断しております。

当社は上記の判断の下、平成27年8月17日付けで有価証券届出書を提出いたしましたでしたが、その後の国内外の株式市場の大幅な変動等が発生したことを踏まえて、当社の資本業務提携先の展開している中国事業や当社デバイス関連事業の設備投資に対応する需要を見極めたいこと及び前回予定増資届出書の提出時に資本参加を検討していた企業の仕入先が海外であることから供給ルートやその安定性の見通しについて精査すべきことから再度慎重に検討した結果、前回予定増資届出書にて公表した新株式等の発行による増資(以下「前回予定増資」といいます。)を中止いたしました(以下「前回予定増資中止」といいます。)

しかし、国内外の株式変動等の情勢、実体経済の状況、当社及び資本業務提携先の事業環境等の要因を更に精査し、また、当社の資金需要の必要性を再度慎重に検討した結果、今般、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を実施することといたしました。

## (2) 本件第三者割当の具体的な目的等

本件第三者割当の具体的な目的等は、以下のとおりです。

なお、前回予定増資においては、その調達資金の使途に、当社グループの既存事業とのシナジー効果が見込まれる会社への資本参加に係る相手方との交渉等が進捗した場合に備えた、当該資本参加のための資金が含まれておりましたが、当社は、資本参加を検討している高性能サーバー周辺機器の販売企業の主要仕入先が海外であることから、供給ルートやその安定性の見通しについて、前回予定増資中止後に更に精査いたしました。その結果、上記相手方との交渉が、前回予定増資届出書を提出した時点の想定よりも進捗していないこと、また、当該相手方の主要仕入先からの供給ルートやその安定性の見通しについての精査には更に時間が必要なことが判明したことなどを踏まえ、当該案件の交渉を既に中止しており、本件第三者割当による調達資金の使途には含まれておりません。

また、事業譲渡を予定していた会社との交渉が終結いたしましたので、前回予定増資において使途としていました事業譲受に伴う資金についても不要となったため、当該資金も本件第三者割当による調達資金の使途には含まれておりません。

### デバイス関連事業における設備投資

近年のデバイスプログラマ製品(記憶素子(Read Only Memory。以下、「ROM」と略称します。)へのプログラム書込み装置)の市場動向をみると、当社の顧客であるメーカーにおいて、製品の市場投入を早期かつ機動的に行うことや、固定資産を増やさずに増産や減産に対応することが可能になることから、ROM書込み作業のアウトソース化にシフトする動きがみられます。なかでも、モバイル機器や車載機器を中心とした電子機器の機能の複雑化に伴うデータ容量増加に伴い、当社が得意とするNANDFLASHメモリ(小型電子機器のプログラムを格納するための大容量高速記憶素子)をはじめとした様々な電子機器へのROM書込みサービスに対する需要は増加しております。

この点、当社グループでは、平成24年3月期から平成27年3月期までの4期連続で当期純損失(連結財務諸表の作成を再開した平成27年3月期は連結でも当期純損失)を計上する状況の下で設備投資額を抑えてきたこともあり、今後、上記のROM書込みサービスの需要を取り込み、顧客の品質や不具合対応へのニーズに十分対応するためには、設備や機器の大幅な更新が不可欠な状況となっております。

当社グループにおいて現時点で必要な設備投資は、クリーンルームを主とする作業スペースの増設及び自動化の推進を行うフェーズ1と、その後の能力増強を主目的とするフェーズ2とに分けられます。それぞれの投資項目は以下のとおりです。

#### <フェーズ1>

- ・顧客の要求水準を満たす清浄度・温度・湿度の制御を可能とするためのクリーンルーム新設・移転
- ・書込み後の記憶素子の除湿とともに、初期不良を検出するための加熱工程を行うための恒温槽の増設
- ・従来人力作業に頼っていた外観検査や生産情報管理を効率的かつ高速に行うための自動外観検査装置や生産情報の電子管理システムの導入

## <フェーズ2>

- ・増産に対応し、生産能力を向上させるための、自動書込み機(以下、「ハンドラ」といいます。)、製品に所定のマークを刻印するレーザー捺印機及び自動外観検査装置の増設

ROM書込みサービスは、いったん設備投資を行えば、概ね書込みサービスを行うパート従業員等の人件費のみで柔軟に運営することができる事業であるため、デバイスプログラムの製造・販売事業と異なり、部材の仕入や加工・在庫リスクが小さく、粗利率が高い傾向にあります。したがって、かかる設備投資は当社グループの黒字化へ向けての事業基盤強化策となるものと判断いたしました。

なお、フェーズ1項目の設備投資額の小計は59百万円、フェーズ2項目の設備投資額の小計は48百万円を見込んでおります。

このうち、フェーズ1項目の設備投資につきましては、当社は、中国経済及びその影響を受ける国内電子機器市場における不透明感から、当社デバイス関連事業のROM書込みサービスのフェーズ2の設備投資に対応する需要を見極めるべくROM書込みサービス業界の事業環境及び顧客需要の確度について、受注状況や人員の稼働率等も踏まえて精査を進めたところ、当社デバイス関連事業のROM書込みサービスに対する需要は底堅く、足元の需要は生産能力を超えるものとなっていること等も踏まえ、平成25年11月8日に発行した第1回新株予約権の行使により調達した資金を含む既存資金を充当して工事を進めております。

一方、フェーズ2項目の設備投資(以下「本件設備投資」といいます。)についても、現時点ではこれまで通り投資の必要性が認められ、実行には新たな資金調達が必要なため、前回予定増資届出書にて公表した内容を概ね変更せずに実施することが必要と判断しました。そのため、本件設備投資に係る資金として、合計48百万円を調達する必要があります。

### M & A費用

平成24年3月期から平成27年3月期までの4期連続で当期純損失(連結財務諸表の作成を再開した平成27年3月期は連結でも当期純損失)を計上する状況から脱却し、当社の収益基盤を立て直すためには、外部成長機会を積極的に取り込むことにより事業基盤の再構築を行うことが不可欠であると判断しております。前回予定増資において資金使途とした資本参加に関する交渉を中止した後も、引き続き当社の既存事業領域及び新規事業領域でこの機会を探索してきたところ、当社は、半導体関連分野で十分な事業規模を持ち、かつ、将来にわたって収益を生み出しようと当社が判断する企業の買収の機会を得たため、これに係る資金を確保する必要があります。具体的には、以下のとおりです。

#### ( ) 本件M & Aの対象会社の概要及び買収機会を得た経緯等

本件対象会社は、特殊用途向けコンピュータ記憶装置の製造ノウハウを持ち、当該装置の製造を海外メーカーに委託して国内外で販売し、大手電機メーカーや半導体デバイス商社等との取引を中心に数年以上にわたり平均的な売上高70億円、経常利益3億円程度の安定した収益をあげている企業です。当社は、M & Aのアドバイザー業務を行っている株式会社ヒープアップ(東京都港区、代表取締役伊藤隆史。以下「ヒープアップ」といいます。ヒープアップ及び同社の代表取締役である伊藤隆史氏が特定団体等であるか否かについては、当社が第三者調査機関であるトクチョーをして、暴力団等とは一切関係がないことを調査にて確認しており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による同社に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、同社が特定団体等と関わりがないものと判断しております。)から、平成27年5月末頃、本件対象会社の買収の提案を受け、同社の全株式(以下「本件株式」といいます。)の買付けについて同年6月末頃から慎重に検討を進めた結果、当社は、同年12月10日に、本件対象会社に対するデューデリジェンス(以下「DD」といいます。)を行うことを前提に、同社株主に対して本件株式の取得の意向を表明し、財務調査機関として株式会社AGSコンサルティング(東京都千代田区 代表取締役社長 廣渡 嘉秀)、法務調査機関としてシティユーワ法律事務所(東京都千代田区)を起用して、現在DDを進めております。

当社は、当社のデバイスプログラマ事業部門がROMの書込み装置の製造・販売およびROM書込みサービスを主体としていることから、本件M & Aにより、当社と本件対象会社との間で、半導体関連分野における事業領域の拡大・複線化の実現が期待され、両社の複数の取引先が重複しているためそれぞれの取引先に対してこれまで保有していなかった商品を薦めて売上高を伸ばすクロスセルの可能性もあり、また、本件対象会社が当社グループに加わることにより、当社の連結業績が向上し、結果として資本市場からの評価も改善する可能性があると考えております。

( ) 想定している買収スキーム

当社は、DDの結果等を踏まえ、本件対象会社の株主との間で、本件取得価格等に係る交渉を行い、取引条件が合致した場合、本件株式の取得を目的としたSPCを設立し、SPCにおいて金融機関からの借入れと当社に対する株式の発行(当社はSPCの普通株式を引き受け、本件第三者割当の資金をその払込みに充当する。)等を併用して、本件取得価格に相当する資金を調達し、本件対象会社の全株式を同社の株主から譲り受けます。上記交渉が順調に推移した場合、SPCの設立及び本件株式の譲り受けの時期は、平成28年3月頃を想定しております。この結果、本件対象会社は当社の100%孫会社となり、当社の連結対象会社となります。なお、本件M&Aに際してSPCを用いたスキームを採用する理由は、金融機関から、当社の近年の業績も踏まえ当社本体への貸付の検討にはなお時間を要するものの、SPCに対する貸付であればその実現の可能性が相対的に高まるとの説明を受けていること、本件M&A完了後の本件対象会社の収益を本件M&Aのために金融機関から調達した資金(借入等)の返済に優先的に充ちたい等の要請があることによるものです。なお、具体的な借入可能額については現在交渉中であり、未定です。

( ) 本件株式の取得価格

本件株式の取得価格は現在交渉中ですが、その額は10億円を上回る可能性が高いためSPCにおいてその資金を確保する方法として、SPCによる借入れと、当社からSPCに対する出資を併用する見込みですが、SPCの財政状態を安定させる観点から、可能な限り当該出資により確保することとし、かかる観点から投資家に今回の増資への参加を打診し交渉してまいりました。その結果、割当予定先から、本新株式及び本新株予約権の発行により約519百万円、及び本新株予約権の行使により約779百万円を出資頂ける運びとなりました。これを踏まえ、本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金のうち、早急に必要となる下記 の運転資金30百万円を除いた全額約473百万円を、当社がSPCに対して出資することにより、本件株式の取得費用に充当することといたしました(以下、かかる出資資金を「当社出資資金」といいます。)。また、本件取得価格のうち、当社出資資金を除いた額(以下「本件買収費用」といいます。)については、SPCが金融機関から借入れる資金やSPCによる優先株式の発行によって調達する資金を充てることに加え、本件買収の完了時まで本新株予約権の行使によって調達した資金を、当社からSPCに対して追加的に出資して充当することを想定しております。その場合、本新株予約権の行使がある程度進むごとに当社はSPCにまとめて追加出資を行い、SPCによる借入れの早期弁済等を行うことを想定しておりますが、弁済額やその時期については、DDの結果等を踏まえた本件取得価格に係る交渉状況や本新株予約権の本件買収費用の決済時点及びそれ以降の行使状況等を踏まえて確定いたします。なお、本件取得価格が交渉の結果多額となる場合や金融機関等からの調達資金が当社の現時点での想定よりも高コストとなる場合などは、SPCの財務面での負担軽減などを優先する観点から、本新株予約権の行使により調達する資金をSPCの借入の返済に優先的に充ち、本件設備投資に充当する調達資金の額の全部又は一部を減額する場合があります。

なお、本件株式の取得価格は交渉中であり、相当な額に上る可能性があるところ、その資金を調達するために、本新株式と本新株予約権を併用する理由は、現物株式の発行のみで資金調達すると株式の希薄化率が一気に高まることに加え、割当予定先からは、現状4期連続の最終赤字を計上している当社の業績に対して、約10億円超という本件株式の取得価格の交渉レンジに対応する水準の金額(本件第三者割当により調達する資金のうち、SPCへの資金供与額は、本新株予約権の行使が当社の想定通りに行われた場合及び本件設備投資に係る資金も含めて充当する場合、最大12億円超となる可能性があります。)の資金提供の意向をいただいたものの、当社株価の下落リスクを抑制するために一部を新株予約権にて対応したいとの割当予定先の意向を受けたことによるものです。ただし、各引受予定先には本新株予約権の行使が本件M&Aの確度を高める上で重要である旨のご理解を頂き、行使請求条項の活用も含む早期行使を引き続き働きかけて参る所存です。

また、本件M&Aの買収資金の決済タイミングと本新株予約権の行使のタイミングが必ずしも一致しないことも想定し得ることや、上記希薄化を一定程度抑制すること、株主資本コストを抑制する観点に鑑みて、金融機関等からの借入や優先株式等を併用して買収資金の一部を賄い、新株予約権行使の不確実性を緩和することについて、金融機関・投資家等と協議・検討を進めており、資金調達に万全を期す方針です。

( ) DD等費用

当社は、本件対象会社の紹介元であるヒーブアップとの間で、本件M&Aに係るアドバイザー契約を締結しており、本件M&Aが完了した場合には、当該契約に基づき、ヒーブアップに対して最大40百万円の成功報酬(以下「本件成功報酬」といいます。)を支払う予定であり、かかる支払に必要な資金を調達する必要があります。

また、本件M & Aの遂行に不可欠となる財務及び法務に係るDDの費用として、12百万円(以下「本件DD費用」といい、当社出資資金、本件買収費用及び本件成功報酬と合わせ、以下「本件M & A資金」と総称します。)を調達する必要があります。

#### 当社運転資金等

当社グループは直近4事業年度において純損失を計上し、平成28年3月期第1四半期及び第2四半期も純損失の計上が継続しております。かかる状況の中で、現在進めているROM書込みサービスのフェーズ1項目設備投資が完了した時点においては、作業人員の増加が必須となり、生産設備及び生産管理システムの保全を含む管理要員の増加が見込まれるため、このための人員採用費10百万円を確保する必要があります。また、ROM書込みサービスにおいて増産するためには、設備投資に付随する書込み用治具の取得に係る初期費用5百万円の確保が必要です。

また、フェーズ2設備強化の前提となる部分を含め、建屋全般が老朽化しており、ROM書込みサービスのみならず、全社で不具合が発生しているため、この対応のための修繕費用等15百万円も確保する必要があります。フェーズ1増産費用とあわせて合計30百万円を確保する必要があります。

#### 大規模な第三者割当による既存株主への影響について

当社は、上記記載のとおり、国内外の株式変動等の情勢、実体経済の状況、当社及び資本業務提携先の事業環境等の要因を精査し、また、当社の資金需要の必要性を再度慎重に検討した結果、今般、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を実施することといたしました。

これに関し、上記「4 [大規模な第三者割当に関する事項]」に記載のとおり、本件第三者割当により増加する新株式は5,423,000株(当該新株式に係る議決権は5,423個)で、平成27年12月末日現在の発行済株式数の23.29%(同日現在における議決権総数(23,205個)に対する議決権割合23.37%)、また、本新株予約権の目的である株式の総数7,721,000株を加えると、増加する株式数は13,144,000株(議決権の合計数は13,144個)となり、平成27年12月末日現在の発行済株式数の56.44%(同日現在における議決権総数(23,205個)に対する議決権割合56.64%)にあたります。

しかしながら、当社といたしましては、本件第三者割当による資金調達を行うことで、当社グループの競争力が強化され、外部成長機会が取り込まれ、収益性の向上及び黒字化へ向けての事業基盤強化策となるため、当社の企業価値向上が期待されることから、本件第三者割当による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断しております。

#### 大規模な第三者割当を行うことについての判断過程

上記のとおり、本件設備投資及び本件M & Aを実施し、本件運転資金を確保することは、当社の経営課題に取り組む上で必要不可欠です。

また、デバイス関連事業におけるROM書込みサービスに関し、当社はこれまでも複数顧客からの打診を受けており、当該サービスに係る需要は更に増加するものと見込んでおります。かかる需要を取り込むためには、フェーズ1に続く本件設備投資に係る資金を予定通りに確保して当該投資を開始する必要があります。更に、本件M & A資金等については、買収交渉は継続中であるものの、本件取得価格は相当な金額に上る可能性があり、また、充当の必要が生じた場合に適時適切に充当できるよう、確保する必要があります。

そして、当社グループが平成27年3月期において連結営業損失71百万円、連結経常損失90百万円及び連結当期純損失110百万円を計上していることに鑑みると、今後原価低減、経費削減等の施策に積極的に取り組んだとしても、日々の営業キャッシュフローから本件設備投資に係る資金、本件M & A資金及び本件運転資金(以下「本件必要資金」と総称します。)に充当する資金を確保するのは難しい状況にあります。また、金融機関からの要請により借入残高を漸減させている状況において、本件必要投資のために必要な金額を、当社における金融機関からの新規借入によることは、事実上不可能です。また、公募増資又はコミットメント型のライツ・オファリングといった方法も検討いたしました。公募増資により調達することは第三者割当によるよりも時間を要するため、当社として必要とする時期までに資金調達を完了することも難しいものと判断しております。また、ノンコミットメント型のライツ・オファリングについては、当社は2期連続経常赤字であるため、東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項第3号に定める業績要件を満たさず、実施できません。

一方、本件第三者割当は、有利発行に該当しない価格での発行であり、比較的短期間に割当予定先から必要資金の出資意向を頂戴することができました。なお、一部の資金については、上記「大規模な第三者割当を行うこととした目的及び理由」(2) ( )に記載しましたように、現状4期連続の最終赤字を計上している当社の業績を考慮して当社株価の下落リスクを抑制するために一部を新株予約権にて対応したいとの割当予定先の意向を受けたことによるものです。また、一部の資金を新株予約権により調達することによって、行使が進まなければ必要資金が調達できなくなるデメリットはあるものの、全ての資金を株式により調達して発行時に希薄化が一度に発生するよりも、既存株主の皆様の株式価値の希薄化を低減できると考えられます。さらに、本件第三者割当の割当予定先は、上記「1 [割当予定先の状況] e 株券等の保有方針」に記載のとおり、純投資を目的としており、本件第三者割当により、当社の経営方針に重大な変更が生じるものではないものと判断しております。

以上の経緯から、本件必要資金の出来るだけ多くの金額を新株式の発行によって調達する方針であったところ、割当予定先の要望により一部しか新株式の発行で調達できなかったことから、各資金の必要時期も勘案の上、平成28年2月以降又は3月には必要となる当社出資資金及び当社運転資金については、新株式の発行により調達とすることとなりました。一方、それら以外の本件必要資金は、割当予定先との間で、上記第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 注3(4)に記載のとおり当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使請求を請求できる旨の合意を行い、かつ、当社普通株式の5連続取引日(終値のない日を除く)に係る終値単純平均が行使価額に1.2を乗じた額(小数点以下第一位四捨五入)を上回った場合においてその翌日から起算して10取引日以内に本新株予約権を行使請求するように当社が請求を行ったときには新株予約権者が当社株式の出来高を勘案して速やかに当該新株予約権を行使請求するよう努めること及び 当社普通株式の10連続取引日(終値のない日を除く)に係る終値単純平均が行使価額に1.8を乗じた額(小数点以下第一位四捨五入)を上回った場合において本新株予約権を行使請求するように当社が請求を行ったときには新株予約権者が当該請求のなされた新株予約権の全てにつき直ちに行使請求する義務を負うことを割当予定先との間で締結する予定の投資契約(以下「本投資契約」といいます。)において合意したうえで、新株予約権による調達とすることとしました。なお、本新株予約権の発行から12ヶ月を経過しても、当社の株価の下落等により本新株予約権の行使が進まない場合には、当該時点では株式市況や景気動向も変化しており、本件M & Aの実施等に係る判断も大きく変わっている可能性があると考えられるため、別の資金調達の方法を検討することも視野に入れ、割当予定先との協議の結果、本新株予約権には、上記第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に記載のとおり、本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降に当社により行使可能な取得条項を付しております。

また、本件第三者割当により増加する新株式は5,423,000株(当該新株式に係る議決権は5,423個)で、平成27年12月末日現在の発行済株式数の23.29%(同日現在における議決権総数(23,205個)に対する議決権割合23.37%)、また、本新株予約権の目的である株式の総数7,721,000株を加えると、増加する株式数は13,144,000株(議決権の合計数は13,144個)となり、平成27年12月末日現在の発行済株式数の56.44%(同日現在における議決権総数(23,205個)に対する議決権割合56.64%)となるため、株式会社東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを要することになります。

そこで、当社は、当社の経営から一定程度独立したものとして、資金調達の必要性及び相当性について意見を諮問すべく、当社社外監査役かつ独立役員である美澤臣一氏及び当社社外監査役である中根敏勝氏の2名(以下「社外役員ら」といいます。)から、本件第三者割当の必要性と相当性について意見を以下のとおり頂きました。

大要、以下の から までに掲げる理由により、本件第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行は、当社グループの安定した収益確保及び中長期的な株主価値の向上に資するものであり、必要性及び相当性が認められるものと考えます。

本件第三者割当により調達した資金の使途は、合理的であると判断されること(企業価値の向上につながる資金需要の存在が認められること)。

資金調達方法には様々な手法の中において、本件第三者割当よりもより良い条件により資本性の資金調達を行うことは、現時点において難しいものと思料されること(他の資金調達方法との比較において本新株式発行及び本新株予約権を発行することの合理性が認められること)。

本件第三者割当による資金調達を行うことで、当社グループの競争力が強化され、外部成長機会が取り込まれ、収益性の向上及び黒字化へ向けての事業基盤強化策となるため、当社の企業価値向上が期待されることから、本件第三者割当による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断されること(発行数量及び希薄化の規模の合理性)。

当社のデバイス関連事業における書込みサービスに係る需要を取り込み、本件必要資金を、時期を失しないよう早急・確実・機動的に確保するためには、これらの使途に十分な額の資金を、機動的かつ既存株主の利益に配慮した手段で確保することが必要であるところ、Brilliance Multi Strategy Fund、Brilliance Hedge Fund、株式会社和円商事、合同会社PTB、有限会社Cyberize及び株式会社Financial Bridgeは、当社の経営方針に賛同していること、また、これらの割当予定先の保有方針が基本的には純投資の目的であることを確認し、かつ、当社株式の株価の安定の観点から当社として希望する本新株式の3か月間の継続保有について本投資契約にて義務付けることについて理解し、同意していること等から、割当予定先としての合理性が認められること。

本新株式1株あたりの払込金額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に準拠して決定されており、会社法第199条第3項に規定される「特に有利な金額」には該当せず、本新株予約権1個あたりの払込金額は、行使価額の決定方法や本新株予約権の諸条件を考慮して算定された第三者評価機関における算定結果（合理的な公正価格と考えられる）である評価額と同額と決定されており、第238条第3項第2号に規定される「特に有利な金額」には該当せず、いずれの発行手続も適法であると判断されること。

#### 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 資本金の増減について

組込情報の有価証券報告書(第59期)の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に、資本金の額は、以下のとおり減少しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額(円)	残高(円)	増減額(円)	残高(円)
平成27年8月1日	1,171,814,734	305,908,000		5,908,000

(注) 資本金の減少

会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少してその他資本剰余金に振り替えたものであります。

### 2. 事業等のリスクについて

組込情報の有価証券報告書(第59期)及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成28年1月19日)までの間に生じた追加事項は以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### 事業等のリスク

##### 株式の希薄化

当社は、平成28年1月19日開催の取締役会において、Brillance Multi Strategy Fund、Brillance Hedge Fund、株式会社和円商事、合同会社PTB、有限会社Cyberize及び株式会社Financial Bridgeを割当予定先とする当社普通株式5,423,000株(発行価額総額509,762,000円)並びに新株予約権の目的である株式7,721,000株(行使価額総額779,821,000円)の第三者割当増資(以下、「本第三者割当増資」という。)を行うことを決議いたしました。本第三者割当増資による新規発行株式数は、本有価証券届出書提出日における当社発行済株式数23,286,692株の56.44%に相当するものであり、本第三者割当増資が実行される場合、当社普通株式1株当りの株式価値に希薄化が生じ、既存株主にとって不利益となる場合があります。

##### 大株主の状況及び株主構成について

本第三者割当増資が完了した場合には、Brillance Hedge Fund、株式会社和円商事及び合同会社PTB、Brillance Multi Strategy Fundが今後新たに当社の大株主となる見込みです。このため、本件割当予定先の議決権行使の状況又は第三者への売却状況等により、当社のコーポレート・ガバナンスに重大な影響を与える可能性があります。

### 3. 臨時報告書の提出について

組込情報の有価証券報告書(第59期)の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成27年7月3日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

平成27年6月26日開催の当社第59回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出しております。

#### 2 報告内容

- (1) 株主総会が開催された年月日  
平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

- 第1号議案 資本金の額の減少の件  
本件は、原案のとおり、当社の資本金1,471,814,734円のうち1,171,814,733円を減少し、その他資本剰余金に振り替えること、および効力発生日を平成27年8月1日(予定)とすることが承認可決されました。
- 第2号議案 剰余金の処分の件  
本件は、原案のとおり、第1号議案の資本金の額の減少によって増加するその他資本剰余金を836,751,203円減少させて、繰越利益剰余金を836,751,203円増加し、損失の処理に充当することが承認可決されました。
- 第3号議案 定款一部変更の件  
本件は、原案のとおり承認可決され、平成27年7月1日よりミナトエレクトロニクス株式会社からミナトホールディングス株式会社に商号変更させるため、定款を一部変更いたしました。
- 第4号議案 取締役6名選任の件  
本件は、原案のとおり取締役に若山健彦氏、岡田高行氏、島田雄司氏、小林実氏、伊藤信雄氏、門井豊氏の6氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件  
当社および当社子会社の取締役(社外取締役を除く。)、監査役および従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、ならびに当社の取締役および監査役に割り当てる新株予約権は、取締役および監査役に対する金銭でない報酬等に該当し、またその額が確定していないため、昭和63年6月29日開催の第32回定時株主総会において承認されている確定金額報酬等とは別に、その具体的な内容および算定方法について、原案のとおり承認可決されました。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第1号議案	10,619	194	0	(注)1	可決(98.21%)
第2号議案	10,621	192	0	(注)3	可決(98.22%)
第3号議案	10,635	178	0	(注)1	可決(98.35%)
第4号議案					
若山健彦	10,627	186	0		可決(98.28%)
岡田高行	10,634	179	0		可決(98.28%)
島田雄司	10,621	192	0	(注)2	可決(98.22%)
小林 実	10,585	228	0		可決(97.89%)
伊藤信雄	10,630	183	0		可決(98.30%)
門井 豊	10,632	181	0		可決(98.33%)
第5号議案	10,524	289	0	(注)1	可決(97.33%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。  
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(平成27年9月29日提出の臨時報告書)

以下の記載は、平成27年10月16日提出の訂正臨時報告書の内容を含んでおります。

1 提出理由

当社は、平成27年9月28日開催の取締役会において当社の取締役、監査役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対して、ストックオプションとしての新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本報告書を提出しております。

2 報告内容

1. 銘柄

ミナトホールディングス株式会社第4回新株予約権

2. 新株予約権の発行数

1,733個

3. 新株予約権の発行価格

無償とする。

#### 4．発行価額の総額

178,499,000円

#### 5．新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

#### 6．新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に前記 5 に定める新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、103円とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

#### 7．新株予約権の行使期間

平成31年 9 月29日から平成33年 9 月28日までとする。

8. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうち資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数およびその内訳

割当てを受ける者	人数	割当数
当社取締役	6名	410個
当社監査役	3名	70個
子会社取締役	1名	61個
当社従業員	60名	768個
子会社従業員	64名	424個
合計	134名	1,733個

12. 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係  
 完全子会社

13. 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者との取決めは、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとする。

14. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権の割当日から権利行使期間の開始日の前日までの間のいずれかの日の終値が、割当日の終値に0.5を乗じた価格(1円未満切り捨て)を下回った場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、前記8に規定する条件により権利行使できなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得する。

#### 15. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記5に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記6で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記7に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記7に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記8に準じて決定する。

増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記9に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

前記14に準じて決定する。

#### 16. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 17. 新株予約権の割当日

平成27年10月15日

(平成27年12月16日提出の臨時報告書)

##### 1 提出理由

当社は、当社の主要株主である筆頭株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出しております。



## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第59期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第60期)	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	平成27年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月26日

ミナトエレクトロニクス株式会社  
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員	公認会計士	岩田 亘 人
業務執行社員		
業務執行社員	公認会計士	瀬尾 佳之

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミナトエレクトロニクス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミナトエレクトロニクス株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年6月26日開催の定時株主総会において、資本金の額の減少及び剰余金の処分について決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年6月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条並びに239条の規定に基づき、取締役及び子会社の取締役(社外取締役を除く)、監査役及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ミナトエレクトロニクス株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

## 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、ミナトエレクトロニクス株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年6月26日

ミナトエレクトロニクス株式会社  
取締役会 御中

### 三優監査法人

代表社員	公認会計士	岩田 亘 人
業務執行社員		
業務執行社員	公認会計士	瀬尾 佳 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミナトエレクトロニクス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミナトエレクトロニクス株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年6月26日開催の定時株主総会において、資本金の額の減少及び剰余金の処分について決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年6月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条並びに239条の規定に基づき、取締役及び子会社の取締役（社外取締役を除く）、監査役及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の事項

会社の平成26年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成26年6月26日付けで無限定適正意見を表明している。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月12日

ミナトホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### 三優監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 岩 田 亘 人 印

業務執行社員 公認会計士 瀬 尾 佳 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているミナトホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ミナトホールディングス株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。